

このタジキスタン共和国法「有限責任会社について」(有限責任会社法)和訳(仮訳)は、同法のロシア語版から日本語に翻訳したものを、法務総合研究所国際協力部の責任において編集し、掲載するものです。

2009年1月 法務総合研究所国際協力部

タジキスタン共和国会社法 2002年5月10日付け第53号 「有限責任会社について」(仮訳)

(目次)

- 第1章 総則(第1条 - 第12条)
- 第2章 会社の設立(第13条 - 第15条)
- 第3章 定款資本(第16条 - 第29条)
- 第4章 会社の財産(第30条 - 第34条)
- 第5章 会社の経営(第35条 - 第56条)
- 第6章 会社の組織変更及び清算(第57条 - 第64条)

第1章 総則

- 第1条 本法により調整される関係
- 第2条 有限責任会社の概念
- 第3条 社名
- 第4条 会社の所在地及び住所
- 第5条 会社の権利能力
- 第6条 会社の支店及び駐在員事務所
- 第7条 子会社及び従属会社
- 第8条 社員
- 第9条 社員の権利
- 第10条 社員の義務
- 第11条 会社からの社員の除名
- 第12条 会社の責任

第2章 会社の設立

- 第13条 会社の設立手続
- 第14条 設立文書
- 第15条 会社の国家登記

第3章 定款資本

- 第 16 条 定款資本 定款資本における持分
- 第 17 条 定款資本への出資
- 第 18 条 会社設立時における定款資本への出資の手続
- 第 19 条 定款資本の増額
- 第 20 条 会社の財産による定款資本の増額
- 第 21 条 社員の追加出資及び新たな社員の参加による定款資本の増額
- 第 22 条 定款資本の減額
- 第 23 条 定款資本における社員の持分（その一部）の他の社員・第三者への譲渡
- 第 24 条 定款資本における持分の相続
- 第 25 条 定款資本における持分への担保設定
- 第 26 条 定款資本における持分（その一部）の会社による取得
- 第 27 条 会社に属する持分
- 第 28 条 定款資本における社員の持分（その一部）に対する強制執行の申立て
- 第 29 条 会社からの社員の退社

第 4 章 会社の財産

- 第 30 条 会社財産の形成
- 第 31 条 会社財産への出資
- 第 32 条 社員間での会社の利益の分配
- 第 33 条 社員間での会社の利益の分配の制限
- 第 34 条 社債の発行

第 5 章 会社の経営

- 第 35 条 会社の各機関
- 第 36 条 社員総会
- 第 37 条 社員総会の権限
- 第 38 条 定時社員総会
- 第 39 条 臨時社員総会
- 第 40 条 社員総会の招集手続
- 第 41 条 社員総会の開催手続
- 第 42 条 通信での投票（アンケート方式）によって行われる社員総会決定
- 第 43 条 社員総会の権限に属する問題についての決定を唯一の社員が行う場合
- 第 44 条 会社の執行機関
- 第 45 条 単独執行機関
- 第 46 条 合議制執行機関
- 第 47 条 単独執行機関の権限の管理事業者への譲渡
- 第 48 条 取締役会（監督役員会）

第 49 条 会社経営機関の決定に対する不服申立て

第 50 条 取締役会（監督役員会）の構成員，単独執行機関，合議制執行機関の構成員，管理事業者の責任

第 51 条 監査委員会（監査役）

第 52 条 会社による法律行為実施に対する利害関係

第 53 条 大規模法律行為

第 54 条 会社の会計検査

第 55 条 会社の公開報告書

第 56 条 会社の文書の保管

第 6 章 会社の組織変更及び清算

第 57 条 会社の組織変更

第 58 条 会社の新設合併

第 59 条 会社の吸収合併

第 60 条 会社の分割

第 61 条 会社の分離

第 62 条 会社の形態変更

第 63 条 会社の清算

第 64 条 清算される会社の財産の社員間での分配

第 1 章 総則

第 1 条 本法により調整される関係

- 1 本法は，有限責任会社の法的地位，社員の権利及び義務，並びに設立・組織変更・清算の手続を規定する。
- 2 銀行・保険・投資・証券取引の分野における有限責任会社の法的地位及び設立・組織変更・清算の手続の特則は，タジキスタン共和国の法令によって規定される。

第 2 条 有限責任会社の概念

- 1 有限責任会社（以下「会社」という。）とは，定款資本が設立文書の定める額の持分に分割され，一名又は数名によって設立された会社である。社員は，会社の債務に対して責任を負わず，その出資金額の範囲内において会社の業務に関連した損失に対するリスクを負う。
定款資本への出資を完了していない各社員は，出資金の未払額の範囲内で，会社の債務に対して連帯責任を負う。
- 2 会社は，貸借対照表に記載された独自の財産を所有し，自己の名において財産権や属人的非財産的を取得・行使し，責任を負い，裁判において原告又は被告となることができる。

- 3 会社は、法人であり、所定の手続に従ってタジキスタン共和国内外で銀行口座を開く権利を有する。

第3条 社名

会社は、国家言語による正式名称を持ち、及び、略称を持つ権利を有する。

国家言語による会社の正式名称には、省略されていない社名及び「有限責任会社」という言葉が含まれていなければならない。会社の略称には、省略されていない又は省略された社名及び「有限責任会社」という言葉又は「000」という略語が含まれていなければならない。

社名には、タジキスタン共和国の法令により別段の定めがある場合を除き、外国語からの借用も含む会社の組織的・法的形態を反映するその他の用語や略語を含むことはできない。

第4条 会社の所在地及び住所

- 1 会社の所在地は、その国家登記地によって定められる。設立文書により、会社の所在地を、その経営機関の常設地又はその主要営業地と定めることができる。
- 2 会社は、連絡を取るための郵便住所を持たなければならない。会社は、その郵便住所の変更について、法人の国家登記を実施する機関に通知する義務を負う。
- 3 会社は、国家言語による正式名称が記された丸印を持たなければならない。社印には、外国語による社名が併記されていてもよい。

会社は、社名入りの角印及び用紙、社章、所定の手続に従って登録された商標並びにその他の個別化手段を持つ権利を有する。

第5条 会社の権利能力

- 1 会社は、営利団体であり、タジキスタン共和国法令によって禁じられていないあらゆる種類の業務の実施に必要な民法上の権利を有し、その業務に関連した義務を負う。
- 2 タジキスタン共和国法令の規定する特定の業務は、会社は、許可（ライセンス）に基づいてのみ行うことができる。特定の業務の実施に対する許可（ライセンス）の提供条件として当該業務を専門に行うことが要求されている場合、会社は、許可（ライセンス）の有効期限内において、許可（ライセンス）によって定められた種類の業務及びそれに伴う業務のみを行う権利を有する。

第6条 会社の支店及び駐在員事務所

- 1 会社は、社員総数の3分の2以上の投票により採択された社員総会決定に基づき、支店及び駐在員事務所を設置することができる。

支店及び駐在員事務所の設置は、タジキスタン共和国内においては本法及びその他のタジキスタン共和国法の規定を遵守して行われ、タジキスタン共和国外では、タジキスタン共和国の

国際条約に別段の定めがある場合を除き，支店又は駐在員事務所が設置される国の法令に従って行われる。

- 2 支店とは，会社の所在地外に存在し，会社の全機能（又はその一部機能若しくは代表機能）を実施する，独立した支部のことである。
- 3 駐在員事務所とは，会社の所在地外に存在し，その利益を代理し，かつ保護する，独立した支部のことである。
- 4 支店及び駐在員事務所は，法人ではなく，会社の定めた規則に基づいて活動を行う。支店及び駐在員事務所は，これを設置した会社から財産を与えられる。

支店及び駐在員事務所の代表者は，会社により任命され，会社の委任に基づいて業務を行う。

支店及び駐在員事務所は，これを設置した会社の名において業務を行う。支店及び駐在員事務所の業務に対する責任は，これを設置した会社が負う。

第7条 子会社及び従属会社

- 1 会社は，タジキスタン共和国内で本法及びその他のタジキスタン共和国法に従って設立され，又は，タジキスタン共和国外で（タジキスタン共和国の国際条約に別段の定めがある場合を除き）当該国の法令に従って設立された，法人格を有する子会社及び従属会社を持つことができる。
- 2 他社（親会社）が，ある会社の定款資本において優位を占めており，又は会社間で締結された契約に従い，若しくは別の形で，ある会社の行う決定を確定させる可能性を有する場合，その会社は，子会社と認められる。
- 3 子会社は，親会社の債務に対して責任を負わない。

子会社にとって義務的であるような指示を出す権利を有する親会社は，当該親会社の指示によって子会社が締結した取引に対して，子会社とともに連帯責任を負う。

親会社の責任により子会社が破綻（倒産）した場合は，親会社は，子会社の財産が不足したときは，子会社の債務に対して補充責任を負う。

子会社の社員は，親会社の責めに帰すべき事情により子会社にもたらされた損害の賠償を親会社に請求する権利を有する。

- 4 ある会社が他社（主会社）に定款資本の20パーセントより多い割合を所有されている場合，その会社は，従属会社とされる。

株式会社の議決株の20パーセントより多い割合又は別の有限責任会社の定款資本の20パーセントより多い割合を取得した会社は，法人国家登記データの掲載される出版物において，当該情報を直ちに公開する義務を負う。

第8条 社員

1 社員となることができるのは、市民¹及び法人である。

タジキスタン共和国法令により、特定の範疇の市民につき会社への参加を禁じ、又は制限することができる。

2 国家機関及び地方国権機関は、タジキスタン共和国法令に別段の定めがある場合を除き、社員となる権利を有しない。

会社は、その唯一の社員となる一名の者によって設立することができる。会社は、その結果として、社員一名の会社となることができる。

会社は、一名の者によって構成される別の会社を、その唯一の社員とすることはできない。

3 社員数は、30名を超えてはならない。

社員数が本項の定める制限を超える場合、会社は、1年以内に、公開株式会社又は生産協同組合に形態変更されなければならない。当該期限内に会社が形態変更されず社員数も本項の定める制限以内とならない場合、会社は、法人の国家登記を行う機関又は法により権限が与えられているその他の国家機関・地方国権機関の請求に基づき、裁判手続において清算されなければならない。

第9条 社員の権利

1 社員は、以下の権利を有する。

- 本法及び設立文書の定める手続に従って、会社の経営に参加する。
- 設立文書の定める手続に従って、会社の業務に関する情報を入手し、会計文書やその他の文書を閲覧する。
- 利益の分配に参加する。
- 本法及び設立文書の定める手続に従って、定款資本における自己持分又はその一部を、当該会社の社員一名又は数名に、売却又はその他の方法で譲渡する。
- 他の社員の同意の有無にかかわらず、いつでも会社を退社する。
- 会社の清算時に、債権者との精算後に残った財産の一部又はそれに相当する金額を受け取る。

社員は、本法の規定するその他の権利も有する。

2 本法に規定された権利以外に、定款で社員のその他の権利（追加的権利）を規定することもできる。当該権利は、全社員一致で採択された社員総会決定に基づき、定款で規定し、又は、社員（一名又は複数名）に付与することができる。

特定の社員に提供された追加的権利は、当該社員の持分（その一部）を譲渡する際、その持分（その一部）の取得者に移行しない。

¹ 自然人のことをいう。

全社員に対し付与された追加的権利の停止・制限は、全社員一致で採択された社員総会決定に基づいて行われる。特定の社員に付与された追加的権利の停止・制限は、社員総票数の3分の2以上の投票により採択された社員総会決定に基づき、かつ、当該追加的権利を持つ社員が当該決定に賛成票を投じ、又は書面による同意を与えた場合に、行われる。

追加的権利を付与された社員は、会社に書面で通知した上で、自己に属する追加的権利の行使を拒否することができる。社員の追加的権利は、会社が当該通知を受取った時から停止される。

第10条 社員の義務

1 社員は、以下の義務を負う。

- 本法及び設立文書の定める手続・額・内容・期限に基づいて、出資を行う。
- 会社の業務に関する秘密情報を漏洩しない。社員は、本法の規定するその他の義務も負う。

2 本法の規定する義務以外に、本法の規定に矛盾しない社員のその他の義務（追加的義務）を定款で規定することもできる。当該義務は、全社員一致で採択された社員総会決定に基づき、定款で規定し、又は、全社員に課すことができる。追加的義務を特定の社員に負わせることは、社員総票数の3分の2以上の投票により採択された社員総会決定に基づき、当該追加的義務を負わされる社員が当該決定に賛成票を投じ、又は書面による同意を与えた場合に、行うことができる。

特定の社員に課された追加的義務は、当該社員の持分（その一部）を譲渡する際、その持分（その一部）の取得者に移行しない。

追加的義務は、全社員一致で採択された社員総会決定に基づいて、停止することができる。

第11条 会社からの社員の除名

合計で定款資本の10パーセント以上の持分を有する社員は、著しい義務違反を犯し、又はその行為（不作為）により会社の業務遂行を不可能とし、若しくは極めて困難にした社員を会社から除名することを、裁判手続において請求する権利を有する。

第12条 会社の責任

会社は、その債務に対して、全財産をもって責任を負う。

会社は、社員の債務に対しては、責任を負わない。

社員又は義務的であるような指示を会社に出す権利を有し、若しくは他の方法で会社の活動を決定する可能性を有するその他の者の責めに帰すべき事由により会社が倒産した場合において、会社の財産が不足であるときは、当該者は、会社の債務に対する補充責任を負う。

国は、会社が国の債務に対する責任を負わないのと同様に、会社の債務に対する責任を負わない。

第2章 会社の設立

第13条 会社の設立手続

1 会社の発起人は、設立契約を締結し、定款を承認する。

会社の設立文書とは、設立契約及び定款のことをいう。一名の者により会社が設立される場合、当該者によって承認された定款が設立文書となる。社員数が2名以上に増加する場合は、社員間で設立契約が締結されなければならない。

外国投資家の参加する会社の設立の特則は、タジキスタン共和国法「タジキスタン共和国における外国投資について」によって規定される。

発起人は、執行機関を選任（任命）し、定款資本への出資が金銭でない形で行われた場合には、その金銭的評価の承認も行う。

定款の承認決定及び発起人の出資の金銭的評価の承認決定は、発起人の全員一致によって行われる。その他の決定は、発起人及び設立文書によって行われる。

2 各発起人は、会社設立に関連し、会社の国家登記より前に発生した債務に対して、連帯責任を負う。会社は、会社設立に関連した発起人の債務に対して、発起人の行為が社員総会によって後に承認された場合に限り、責任を負う。

第14条 設立文書

1 設立契約において、発起人は、会社を設立し、会社設立に関する共同活動の手続を定める義務を負う。設立契約により、発起人（社員）の構成、定款資本額、各発起人（社員）の持分比率、出資の額・内容、会社設立時の定款資本への出資の手続・期限、出資についての義務違反についての発起人（社員）の責任、発起人（社員）間での利益の分配の条件・手続、会社の各機関の構成、及び社員の退社手続を定めることができる。

2 定款には、以下の内容が含まなければならない。

- 会社の正式名称及び略称
- 会社の所在地に関する情報
- 社員総会の専権的権限に属する事項、及び、会社の各機関が決定（全社員一致又は絶対過半数の投票をもって行うべき決定を含む。）を行う場合の手続に関する事項を含む会社の各機関の構成・権限に関する事項
- 定款資本額に関する事項
- 各社員の持分の額・名目価格に関する事項
- 社員の権利及び義務
- 社員の退社の手続及びその効果に関する事項

- 定款資本における持分（その一部）の他者への移行に関する事項
- 文書の保管手続，及び，会社から社員及びその他の者への情報提供の手続に関する事項
- 支店・駐在員事務所に関する事項

定款には，本法及びその他のタジキスタン共和国法に矛盾しないその他の規定を含むことができる。

- 3 会社は，社員，会計検査人又は利害関係人の請求に基づき，これらの者に対し，設立文書（その変更を含む。）を閲覧する機会を，適当な期限内に与える義務を負う。
- 4 設立文書の変更は，社員総会決定に基づいて行われる。
設立文書に加えられた変更は，その国家登記の時から，また，本法の定める場合には本法第15条の定める手続に従った国家登記機関への通知の時から，第三者にとって有効となる。
- 5 設立契約の規定と定款の規定が一致しない場合，第三者及び社員にとって優先的効力を持つのは，定款の規定である。

第15条 会社の国家登記

- 1 会社は，司法機関において，タジキスタン共和国法令の定める手続に従って，国家登記を受けなければならない。
- 2 会社は，その国家登記の時から，法人として設立されたとみなされる。
- 3 会社は，定款に別段の定めがある場合を除き，期限を定めずに設立される。

第3章 定款資本

第16条 定款資本 定款資本における持分

- 1 定款資本は，社員の出資の名目価格からなる。定款資本額は，会社の国家登記のための文書を提出した時点においてタジキスタン共和国で定められている最低賃金額の400倍以上でなければならない。

定款資本額及び社員の持分の名目価格は，タジキスタン共和国通貨で定められる。

定款資本は，会社の債権者の利益を保証する会社財産の最低限度額を定める。

- 2 定款資本における社員の持分比率は，定款資本に出資された持分の額によって定められる。社員の持分比率は，定款資本の名目価格に対する社員持分の割合と一致していなければならない。

社員の持分の実際価格は，会社の純資産価格に対する社員の持分比率に対応した価格となる。

- 3 定款により，社員の持分の最大限度額を定めることができる。定款により，社員の持分比率を変更することを制限することができる。

これらの制限を，一部の社員に対してのみ設定することはできない。

上記の規定は，会社設立時に定款で定め，並びに，全社員一致で行われた社員総会決定に基づいて，定款に追加し，定款を変更し，及び定款から削除することができる。

第 17 条 定款資本への出資

- 1 定款資本へ出資することができるものは、金銭、有価証券、その他の財産、財産権及び金銭的価値を有するその他の権利である。
- 2 社員及び新たな社員の参加による定款資本への非金銭的出資の金銭的評価は、全社員一致で行われた社員総会決定によって承認される。

定款資本における社員の持分の名目価格（名目価格の増大分）が非金銭的出資によって支払われる場合、当該出資は独立の鑑定人による評価を受けなければならない。非金銭的出資により支払われる社員の持分の名目価格（名目価格の増大分）は、独立の鑑定人によって受けた当該出資の評価額を超えてはならない。

定款資本へ非金銭的出資を行った場合、社員及び独立の鑑定人は、会社の国家登記又は当該の定款変更の時から 3 年間、会社財産が不足した際に、会社の債務に対して、非金銭的出資の過大評価額分につき、連帯して補充責任を負う。

定款により、定款資本への出資とすることのできない種類の財産を規定することができる。

- 3 定款資本への出資として会社の使用に供された財産の使用期限が満了する前に当該財産の使用権が停止された場合、当該財産を提供した社員は、会社の要求に基づき、残りの期限における同様の条件下での当該財産の使用料に等しい金銭的補償を会社に行う義務を負う。金銭的補償は、社員総会決定により別段の補償提供手続が定められている場合を除き、会社が補償要求を提示した時以降に、一括で、期限内に提供されなければならない。当該決定は、社員総会によって、期限前に停止した財産使用権を定款資本への出資として会社に提供した社員の議決権を算入しないで、行われる。
- 4 除名され、又は退社した社員により定款資本への出資として会社の使用に供された財産は、設立契約に別段の定めがない限り、財産が提供された期限内は、会社が使用し続けることができる。

第 18 条 会社設立時における定款資本への出資の手続

- 1 各発起人は、設立契約の定める期限内（会社の国家登記の時から 1 年を超えてはならない。）に、定款資本への出資を完了しなければならない。この場合、各発起人の出資額は、当該発起人の持分の名目価格を下回ってはならない。

発起人の定款資本への出資義務の免除（会社に対する債権との相殺という方法による場合も含む。）は、することができない。

- 2 会社の国家登記の時点において、発起人による定款資本への出資は、その半分以上が履行されていないなければならない。

第 19 条 定款資本の増額

- 1 定款資本の増額は、出資の完了後にのみ、することができる。
- 2 定款資本の増額は、以下の方法で行うことができる。
 - (a) 会社の財産による方法
 - (b) 社員の追加出資
 - (c) 新たな社員の参加による出資

第 20 条 会社の財産による定款資本の増額

- 1 会社の財産による定款資本の増額は、社員総票数の 3 分の 2 以上の投票により採択された社員総会決定に基づいて行われる。ただし、当該決定を採択するためにより多くの投票数が必要であると定款が定めている場合を除く。
- 2 増資の額は、会社の純資産価値と会社の定款資本及び予備基金の合計額との差を超えてはならない。
- 3 本条に従い定款資本を増額する場合、その増額に比例して、全社員の持分の名目価格も、持分比率の変更を伴わずに、増加する。

第 21 条 社員の追加出資及び新たな社員の参加による定款資本の増額

- 1 社員総会は、社員総票数の 3 分の 2 以上の投票によって、社員の追加出資による定款資本の増額の決定を採択することができる（ただし、当該採択を行うためにより多くの投票数が必要であると定款が定めている場合を除く。）。社員の追加出資による定款資本の増額時には、追加出資の総額が定められなければならない。また、全社員に共通する、社員の追加出資額と社員の持分の名目価格の増加額との比率も定められなければならない。この比率は、社員の持分の名目価格は社員の追加出資額の範囲内で増加することができるということから、導かれる。

各社員は、追加出資総額のうち定款資本における当該社員の持分比率に応じた額を超えない範囲において、追加出資を行う権利を有する。社員は、定款又は社員総会決定により別段の期間が設定されていない限り、社員総会が決定を行った日から 2 か月間、追加出資を行うことができる。

追加出資期間の完了日から 1 か月以内に、社員総会は、社員による追加出資の総額の承認に関する決定を行わなければならない。社員総会は、設立文書に、定款資本額の増額及び追加出資を行った社員の持分の名目価格の増加に関連した変更を追加し、並びに、必要がある場合には、各社員の持分比率の変更に関連した事項を追加する決定も行わなければならない。この場合、追加出資を行った各社員の持分の名目価格は、本項第 1 段に規定する割合に従って増加する。

本条第 1 項の定める設立文書変更のための国家登記のための文書、及び社員による追加出資を証明する文書は、社員による追加出資の総額の承認に関する決定及び当該の設立文書変更に

関する決定が行われた日から1か月以内に、法人の国家登記を行う機関に提出されなければならない。

本項第3段及び第4段に示された期限が遵守されない場合、定款資本の増額は効力を生じない。

- 2 社員総会は、社員による追加出資の申請に基づき、並びに（又は）、定款で禁じられていない場合は第三者による会社への受入れ及び出資の申請に基づき、定款資本の増額に関する決定を行うことができる。当該決定手続は、定款によって定められる。

社員の申請書及び新たに社員になろうとする者の申請書の中には、出資の額・内容・手続・期限及び定款資本において社員又は当該者が保持することを希望する持分比率が示されていなければならない。申請書の中には、その他の出資条件・入社条件を記載することもできる。

定款資本の増額に関する決定と同時に、追加出資に関する社員の申請に基づき、定款資本額の増加及び追加出資申請を行った社員の持分の名目価格の増加に関連した変更、及び必要がある場合には、各社員の持分比率の変更に関連した事項を設立文書に追加する決定を行わなければならない。

この場合、追加出資申請を行った各社員の持分の名目価格は、当該社員の追加出資額の範囲内で増加する。

定款資本の増額に関する決定と同時に、新たに社員になろうとする者の参加及び出資に関する当該者からの請求に基づき、当該者の会社への参加、当該者の持分の名目価格・額の決定、定款資本額の増加、及び各社員の持分比率の変更に関連した変更事項の設立文書への追加に関する決定が行わなければならない。新たに社員となろうとする者各自の取得する持分の名目価格は、当該者の出資額の範囲内でなければならない。

- 3 定款資本の増額が効力を生じなかった場合、会社は、金銭で出資を行った社員及び新たに社員になろうとした者の出資額を適当な期限内に返還する義務を負う。この期限内に出資額が返還されない場合、会社は、タジキスタン共和国民法第426条の定める手続・期限に従って、利息を支払う義務も負う。

会社は、出資を行った社員及び新たに社員になろうとした者が金銭以外で出資を行った場合、同様に、その出資した財産を適当な期限内に返還する義務を負う。この期限内に出資された財産が返還されない場合、会社は、出資した財産の利用ができないことによる逸失利益を補償する義務も負う。

第22条 定款資本の減額

- 1 会社は、定款資本を減額する権利を有し、本法の定める場合には、その義務を負う。

定款資本の減額は、定款資本における全社員の持分の名目価格を減額し、又は、会社に属する持分を消却することによって行うことができる。

会社は、定款資本の減額の結果、その額が当該会社の定款変更の国家登記のために文書が提出された日(本法に従って会社が定款資本を減額する義務を負う場合は、会社の国家登記の日)における本法の定める定款資本最低限度額を下回る場合、定款資本を減額することができない。

全社員の持分の名目価格の減額による定款資本の減額は、全社員の持分比率を存続させた上で行わなければならない。

2 会社の国家登記の時から1年以内に定款資本への出資が完了しない場合、会社は、実際の出資額まで定款資本を減額することを宣言し、当該減額を所定の手続に従って登記し、又は、会社の清算に関する決定を行わなければならない。

3 二年目及びそれに続く毎会計年度末に会社の純資産価値が定款資本を下回る場合、会社は、純資産価格を上回らない額まで定款資本を減額することを宣言し、この減額を所定の手続に従って登記する義務を負う。

二年目及びそれに続く毎会計年度末に会社の純資産価格が会社の国家登記日における本法の定める定款資本最低限度額を下回る場合、会社は清算されなければならない。

会社の純資産価格は、本法及び本法に基づいて制定される法的規范文書の定める手続に従って決定される。

4 会社は、定款資本の減額及び減額後の額について、知っている全債権者に書面で通知し、かつ、法人国家登記情報の掲載される出版物において、定款資本の減額に関する決定が行われた日から30日以内に当該決定に関する情報を公告する義務を負う。この場合、会社の債権者は、通知の送付された日又は決定に関する情報の公告日から30日以内に、会社の当該債務の期限前の消滅・履行及び損害賠償を書面で請求する権利を有する。

定款資本の減額の国家登記は、本項の定める手続に従って債権者への通知が行われた証拠が提示された場合にのみ、実施される。

5 本条に規定されている場合であって、会社が定款資本の減額又は会社の清算に関する決定を適当な期限内に行わないとき、債権者は、会社の債務の期限前の消滅・履行及び損害賠償を会社に請求する権利を有する。

第23条 定款資本における社員の持分(その一部)の他の社員・第三者への譲渡

1 社員は、定款資本における自己持分又はその一部を、当該会社の社員(一名又は数名)又は第三者に、定款の定める手続に従い、売却又は別の方法で譲渡する権利を有する。

2 出資完了以前の社員の持分の譲渡は、既に出資を履行した部分についてのみ可能である。

3 各社員は、自己持分比率に応じて、ある社員の持分(その一部)を、第三者に提示された価格をもって優先的に購入する優先権を有する(ただし、定款又は社員間の合意で、当該権利の行使に関して別段の定めがある場合を除く。)。定款により、ある社員によって売却される持分(その一部)に対して他の社員が優先購入権を行使しなかった場合に会社が当該持分に対する優先取得権を行使することができる旨を定めることができる。

自己持分（その一部）を第三者に売却しようとする社員は、残りの社員及び会社に対し、売却価格及びその他の条件を示して書面で通知する義務を負う。社員又は会社が売却されようとする持分（その一部）すべての優先購入権を通知日から1か月以内に行使しない場合、持分（その一部）は、会社・社員に通知された価格・条件で第三者に売却することができる（ただし、定款又は社員間の合意で、別の期限が定められている場合を除く。）

持分（その一部）が優先購入権を侵害して売却された場合、社員又は（定款により会社の優先取得権が定められている場合）会社は、社員又は会社がこのような権利侵害について知り、又は知るべきであった時から3か月以内に、購入者の権利・義務を当該社員又は会社に移行することを、裁判手続において要求する権利を有する。

当該優先権の譲渡は、これを行うことができない。

- 4 定款により、第三者に対して売却によらずに持分（その一部）を譲渡する場合においては会社又は残りの社員の同意を得る必要がある旨を規定することができる。
- 5 定款資本における持分（その一部）の譲渡は、公証を必要とする旨が定款により定められている場合を除き、通常の文書形式で行われなければならない。本項又は定款の定める、定款資本における持分（その一部）の譲渡に関する取引形式が遵守されない場合、取引は無効とされる。

会社は、成立した定款資本における持分（その一部）の譲渡に関して、当該譲渡の証拠の提示を含む書面による通知を受けなければならない。定款資本における持分（その一部）の取得者は、当該譲渡に関する会社への通知の時から、社員の権利を行使し、義務を負う。

定款資本における持分（その一部）の取得者には、当該持分（その一部）の譲渡までに発生した社員の権利及び義務のすべてが移行する（ただし、本法第9条第2項第2段に規定された権利及び第10条第2項第2段に規定された義務については、この限りでない。）。定款資本における自己持分（その一部）を譲渡した社員は、当該持分（その一部）の譲渡までに発生した定款資本への出資につき、会社に対し、持分取得者と連帯して責任を負う。

- 6 定款資本における持分は、社員であった法人の権利継承者に移行する。

法人を清算する場合、債権者との精算後に残った当該法人に属する持分は、法令又は清算される法人の定款に別段の定めがある場合を除き、清算される法人の社員間で分配される。

定款により、本条²第1段及び第2段に定められた持分の移行及び分配は残りの社員の同意に基づいてのみこれを行うことができる旨を定めることができる。

- 7 定款により、定款資本における持分（その一部）を社員又は第三者に譲渡し、相続人又は権利継承者へ移行し、及び清算される法人の社員間で分配することについて社員の同意を得る必要がある旨が定められている場合において、当該同意は、社員に同意を求めた時から30日以内

² 原文ママ。正しくは「本項」と思われる。

又は定款の定める別の期限内に、全社員の書面による同意が得られたとき又は書面による拒絶がいかなる社員からもされなかったときに、得られたものとみなされる。

定款により、定款資本における持分（その一部）の社員又は第三者への譲渡について会社の同意を得る必要がある旨が定められている場合、当該同意は、社員³に同意を求めた時から 30 日以内又は定款の定める別の期限内に、会社の書面による同意が得られたとき又は会社の書面による拒絶がされなかったときに、得られたものとみなされる。

- 8 本法又は他の法律の定める場合での、定款資本における持分（その一部）の公開競売による売却の場合、この持分（その一部）の取得者は、会社又は社員たちの同意に関わらず、社員とみなされる。

第 24 条 定款資本における持分の相続

社員の持分は、その相続人に移行する。持分の相続人への移行及び相続人間での分配は、タジキスタン共和国民法に従って行われる。

第 25 条 定款資本における持分への担保設定

社員は、定款資本における自己に属する持分（その一部）を、会社の同意及び社員総票数の過半数をもって行われた社員総会決定に基づき（ただし、当該決定を行うためにより多くの投票数が必要であると定款が定めている場合を除く。）、他の社員又は（定款により禁じられていない場合）第三者に対し、担保として提供する権利を有する。自己持分（その一部）に担保を設定しようとする社員の票は、投票結果を確定する時には、これを算入しない。

第 26 条 定款資本における持分（その一部）の会社による取得

- 1 会社は、本法の定める場合を除き、定款資本における持分（その一部）を取得する権利を有しない。
- 2 定款により社員の持分（その一部）の第三者への譲渡が禁じられているものの他の社員がその取得を拒否している場合、及び、定款により持分（その一部）の社員又は第三者への譲渡に関する同意を得る必要がある旨が定められているもののそれが得られなかった場合、会社は、社員の請求に基づき、社員に属する持分（その一部）を取得する義務を負う。この場合、会社は、社員が当該請求を行った日以前の直近の会計年度に関する会社の会計報告書の情報に基づいて決定される当該持分（その一部）の実際価格を社員に支払い、又は、社員の同意に基づき、同等の価値を持つ財産を現物で社員に支給する義務を負う。
- 3 会社設立時に出資を期限内に完了させなかった社員の持分、及び、本法第 17 条第 3 項の定める金銭的又はそれ以外の形の補償を期限内に行わなかった社員の持分は、会社に移行する。こ

³ 原文ママ。正しくは「会社」と思われる。

の場合、会社は、当該社員の出資分に相当する持分の一部の実際価格を社員に支払い、又は、社員の同意に基づき、同等の価値を持つ財産を現物で社員に支給する義務を負う。持分の一部の実際価格は、出資期限日又は補償期限日以前の直近の会計年度に関する会社の会計報告書の情報に基づいて決定される。

定款により、出資の未払分又は補償額（補償価格）に相当する持分の一部は会社に移行する旨を定めることができる。

- 4 会社から除名された社員の持分は、会社に移行する。この場合、会社は、除名された社員に対し、除名に関する裁判所判決の発効日以前の直近の会計年度に関する会社の会計報告書の情報に基づいて決定される当該持分の実際価格を支払い、又は、除名された社員の同意に基づき、同等の価値を持つ財産を現物で社員に支給する義務を負う。
- 5 本法第 23 条第 6 項が規定する場合において、定款により移行又は分配については残りの社員の同意を要する旨の規定が定められており、残りの社員が当該同意を拒否したときは、当該持分は会社に移行する。この場合、会社は、組織変更された法人（会社の社員）の権利継承者又は清算された法人の社員（会社の社員）に、組織変更若しくは清算以前の直近の会計年度に関する会社の会計報告書の情報に基づいて決定される持分の実際価格を支払い、又は、これらの者の同意に基づき、同等の価値を持つ財産を現物でこれらの者に支給する義務を負う。
- 6 本法第 28 条に従って、会社が、社員の債権者の請求に基づき、社員の持分（その一部）の実際価格を当該債権者の請求に基づいて支払う場合、他の社員が実際価格を支払わなかった持分は会社に移行し、残りの部分は社員間で、その支払額に応じて分配される。
- 7 持分（その一部）は、会社による持分の取得に関する請求が社員から行われた時、出資期限・補償期限が満了した時、会社からの申立てに基づく社員の除名に関する裁判所判決が発効した時、社員であった法人の権利継承者に持分を移行し、若しくは清算される法人（会社の社員）の社員間で持分を分配することについての同意の拒否を社員のいずれかから受けた時、又は会社が社員の持分（その一部）の実際価格をその債権者の請求に基づいて支払った時から、会社に移行する。
- 8 会社は、持分（その一部）が会社に移行した時点から 1 年以内に、当該持分（その一部）の実際価格を支払い、又は同等の価値を持つ財産を現物で支給する義務を負う（より短い期間が定款によって定められている場合を除く。）。

持分（その一部）の実際価格は、会社の純資産価格と定款資本額との差額によって支払われる。この差額が不十分な場合、会社は、定款資本を、当該不足額だけ減額する義務を負う。

第 27 条 会社に属する持分

会社に属する持分は、社員総会における投票結果を確定させる場合及び会社の清算時に利益・財産を分配する場合には、算入されない。

会社に属する持分は、それが会社に移行した日から1年以内に、社員総会決定に基づき、定款資本における持分比率に応じて全社員間で分配され、又は、全社員、いずれかの社員又は（定款で禁じられていなければ）第三者に売却され、支払が完了されなければならない。持分のうち分配されず、又は売却されなかった部分は、定款資本を減額して消却しなければならない。社員間の持分比率の変更を伴う社員への持分売却、第三者への持分売却、及び持分売却に関連した設立文書の変更は、全社員一致で採択された社員総会決定に基づいて行われる。

本条に規定する設立文書の変更の国家登記のための文書、及び（持分売却の場合は）会社によって売却された持分に対する支払を証明する文書は、取得した持分に対する社員の支払結果の承認及び当該設立文書の変更の承認に関する総会決定が採択された日から1か月以内に、法人の国家登記を行う機関に提出されなければならない。当該設立文書の変更は、法人の国家登記を行う機関によるその国家登記の日から、社員及び第三者にとって効力を有する。

第28条 定款資本における社員の持分（その一部）に対する強制執行の申立て

- 1 定款資本における社員の持分（その一部）に対する社員の債務に基づく債権者による強制執行の申立ては、社員の他の財産が債務弁済に不十分である場合に、裁判所判決に基づいてのみ許される。
- 2 定款資本における社員の持分（その一部）に対する社員の債務に基づく強制執行の申立てがされた場合、会社は、社員の持分（その一部）の実際価格を債権者に支払う権利を有する。定款資本における社員の持分（その一部）の実際価格は、社員の持分（その一部）に対する社員の債務に基づく強制執行の申立てについて会社に請求がされた日以前の直近の会計年度に関する会社の会計報告書の情報に基づいて決定される。
- 3 債権者が強制執行を請求した時から3か月以内に、会社又は会社の社員が強制執行の申立てが行われている社員の持分（その一部）すべての実際価格を支払わない場合、社員の持分（その一部）に対する強制執行は、公開競売によって実施される。

第29条 会社からの社員の退社

- 1 社員は、他の社員又は会社の同意の有無にかかわらず、いつでも、会社を退社する権利を有する。
- 2 会社から社員が退社する場合、退社の届出をした時から、その持分は会社に移行する。この場合、会社は、当該社員に対し、退社の届出がされた年度に関する会社の会計報告書の情報に基づいて確定される退社の届出をした社員の持分の実際価格を支払い、又は、当該社員の同意に基づき、同等の価値を持つ財産を現物で支給する義務を負う。社員の定款資本への出資が完了していなかった場合は、会社は、当該社員の持分のうち出資済みの分に相当する実際価格を支払う義務を有する。

3 会社は、退社の届出がされた会計年度の終了時から6か月以内に、退社の届出をした社員に対し、その持分の実際価格を支払い、又は同等の価値を持つ財産を現物で支給する義務を負う（ただし、より短い期限が定款で定められている場合を除く。）。

社員の持分の実際価格は、会社の純資産価格と定款資本額との差額によって支払われる。この差額が退社の届出をした社員の持分の実際価格を支払うのに不十分な場合、会社は、定款資本を、当該不足額だけ減額する義務を負う。

4 会社からの社員の退社は、退社の届出より前に発生してした会社財産への社員の出資義務を免除しない。

第4章 会社の財産

第30条 会社財産の形成

- 1 会社の財産は、発起人（社員）の出資、会社の利益、及び法令で禁じられていないその他の資金源によって形成される。
- 2 会社は、法令又は設立文書の定める手続・額によって、予備基金及びその他の基金を形成する権利を有する。
- 3 会社の財産は、その貸借対照表に記載される。

第31条 会社財産への出資

- 1 社員は、定款に定めのある場合、社員総会決定に基づき、会社財産に出資を行う義務を負う。
会社財産への出資に関する社員総会決定は、社員総数の3分の2以上の投票によって採択される（ただし、当該決定を採択するためにより多くの投票数が必要であると定款が定めている場合を除く。）。
- 2 社員は、定款資本における持分比率に応じて、会社財産に出資を行う義務を負う（ただし、会社財産への出資額の決定のために別の手続が定款で定められている場合を除く。）。
定款により、全社員又は一部の社員による会社財産への最大出資額を定めることができ、また、会社財産への出資に関連したその他の制限も定めることができる。一部の社員のために設定された、会社財産への出資に関連した制限は、当該社員の持分（その一部）の譲渡の際、持分（その一部）の取得者には適用されない。
- 3 会社財産への出資は、定款又は社員総会決定に別段の定めがある場合を除き、金銭によって行われる。
- 4 会社財産への出資は、定款資本における社員の持分の比率及び名目価格を変更しない。

第32条 社員間での会社の利益の分配

- 1 会社は、純利益を社員間で分配する権利を有する。会社の利益のうち社員間で分配される部分の確定に関する決定は、社員総会によって行われる。

2 会社の利益のうち社員間で分配されるべき部分は、定款資本における各社員の持分比率に従って分配される。

定款の承認時に、定款により、又は全社員一致で採択された社員総会決定に基づく定款の変更により、社員間で利益を分配する別の手続を定めることができる。

第 33 条 社員間での会社の利益の分配の制限

- 1 会社は、以下の場合、社員間での利益の分配に関する決定を行う権利を有しない。
 - 全ての定款資本の出資が完了していない場合
 - 本法の定める場合において、社員の持分（その一部）の実際価格の支払を終えていない場合
 - 当該決定を行った時点において、タジキスタン共和国企業倒産法⁴に基づき会社に破綻（倒産）の兆候が認められ、又は、当該決定を行った結果、会社にそのような兆候が現れる場合
 - 当該決定を行った時点において、会社の純資産価格が定款資本及び予備基金を下回っており、又は、当該決定を下した結果、定款資本及び予備基金の額を下回ることになる場合
 - タジキスタン共和国法令の定めるその他の場合
- 2 会社は、以下の場合、社員間での分配に関する決定が採択されている利益を社員に支払う権利を有しない。
 - 支払をする時点において、タジキスタン共和国企業倒産法に基づき会社に破綻（倒産）の兆候が認められ、又は、支払の結果、そのような兆候が現れる場合
 - 支払をする時点において、会社の純資産価格が定款資本及び予備基金を下回っており、又は、支払の結果、定款資本及び予備基金の額を下回ることになる場合
 - タジキスタン共和国法令の定めるその他の場合

本項に示された状況が消滅した後、会社は、社員間での分配に関する決定が採択されている利益を社員に支払う義務を負う。

第 34 条 社債の発行

- 1 会社は、有価証券に関する法令の定める手続に従って、社債及びその他の有価証券を発行する権利を有する。
- 2 会社は、定款資本への出資の完了後、定款資本額を上回らない金額、又は、社債保有者に対する債務履行を保証する目的で第三者により提供された担保の額を上回らない金額の社債を発行する権利を有する。

⁴ 2003 年 12 月 8 日付けタジキスタン共和国倒産法の成立により失効している。

- 3 社債保有者に対する債務履行を保証する目的で第三者により提供される担保が存在しない場合、社債の発行は、会社が設立されてから3年目以降であり、かつ、それまでに年間会計報告書が2回然るべく承認されているという条件の下において、認められる。

第5章 会社の経営

第35条 会社の各機関

- 1 会社の各機関は、以下のものである。
 - (a) 会社の最高機関である社員総会
 - (b) 単独の機関（個人機関）と合議制機関から構成される会社の執行機関
- 2 定款により、取締役会（監督役員会）及び監査委員会（監査役）の設置を定めることができる。
- 3 会社の各機関の権限及び決定を行い、又は会社を代表する場合手続は、本法及び定款によって定められる。

第36条 社員総会

- 1 会社の最高機関は、社員総会である。

会社の全社員は、社員総会に出席し、議題の審議に参加し、決定を行う際に投票を行う権利を有する。

社員の上記の権利を制限する設立文書の規定又は会社の各機関の決定は、無効である。

各社員は、社員総会において、定款資本における持分比率に応じた票数を有する（ただし、本法において別段の規定がある場合を除く。）。

定款の承認時に、定款により、又は全社員一致で採択された社員総会決定に基づく定款の変更により、社員の票数について別の決定手続を定めることができる。
- 2 前項第5段にいう別の決定手続を定める定款の規定の変更・削除は、全社員一致で採択された社員総会決定に基づいて行われる。

第37条 社員総会の権限

- 1 社員総会の権限は、本法に従い、定款によって定められる。
- 2 社員総会の専権的権限に含まれるのは、以下のものである。
 - (1) 会社の活動の基本方針の決定、並びに、営利団体の協会及びその他の連合会への参加に関する決定
 - (2) 定款資本額の変更を含む定款の変更
 - (3) 設立契約への変更の追加

- (4) 執行機関の設置及びその権限の期限前の停止，単独執行機関の権限の営利団体又は個人事業者（以下，併せて「管理事業者」という。）への委譲に関する決定，並びに，管理事業者及び当該管理事業者との契約条件の承認
- (5) 監査委員会（監査役）の選任及びその権限の期限前の停止
- (6) 年間報告及び年間収支の承認
- (7) 社員間での純利益の分配に関する決定
- (8) 会社の内部業務を調整する文書（会社の内部規約）の承認（受理）
- (9) 社債及びその他の有価証券の発行に関する決定
- (10) 会計検査の指定，会計検査人の承認及びその役務に対する支払額の決定
- (11) 会社の組織変更又は清算に関する決定
- (12) 清算委員会の任命及び清算貸借対照表の承認
- (13) 本法の定めるその他の事項の決定

社員総会の専属的権限とされた事項は，本法の定める場合を除き，社員総会が取締役会（監督役員会）又は執行機関の決定に委ねることはできない。

第 38 条 定時社員総会

- 1 定時社員総会は，定款の定める期限で（最低でも年に 1 回），執行機関によって招集される。
- 2 定款により，会社の年間活動結果の承認が行われる定時社員総会の開催期限が定められなければならない。

当該社員総会は，会計年度の終了後 3 か月以内に開催されなければならない。

第 39 条 臨時社員総会

- 1 臨時社員総会は，定款の定める場合，及び，会社と社員の利益が当該総会の開催を請求するようなあらゆる場合に開催される。
- 2 臨時社員総会は，執行機関の発議により，又は，取締役会（監督役員会），監査委員会（監査役），会計検査人，若しくは合計で社員総票数の 10 分の 1 以上を有する社員の請求により招集される。

執行機関は，臨時社員総会開催の請求を受けた日から 5 日以内に，当該請求を審査し，臨時社員総会を開催するか否かの決定を下す義務を負う。執行機関は，以下の場合にのみ，臨時社員総会開催の拒否決定を行うことができる。

- 本法の定める臨時社員総会開催に関する請求手続が遵守されなかった場合
 - 臨時社員総会の議事日程に加えることが提案されている議案が，いずれも臨時社員総会の権限に含まれておらず，又は，タジキスタン共和国法令の規定に合致していない場合
- 執行機関は，臨時社員総会の議事日程に加えることが提案されている議案の表現方法を変更する権利及び提案された臨時社員総会開催の形式を変更する権利を有しない。

執行機関は、自らの発議により、臨時社員総会の議事日程に加えることが提案されている議案と併せて、追加的議案を議事日程に加える権利を有する。

- 3 臨時社員総会開催の決定が行われた場合、当該臨時総会は、開催請求を受けた日から 45 日以内に開催されなければならない。
- 4 本法の定める期限内に臨時社員総会開催の決定が行われない場合又は開催拒否の決定が行われた場合、臨時社員総会は、総会開催を請求している機関又は者によって招集することができる。

この場合、執行機関は、これらの機関又は者に対し、住所を明示した社員名簿を提出する義務を負う。

当該総会の準備・招集・開催の経費は、社員総会決定に基づき、会社の資金によって補償することができる。

第 40 条 社員総会の招集手続

- 1 社員総会を招集する機関又は者は、総会開催の 30 日前までに、各社員に対し、当該社員総会の開催について、社員名簿に記載された住所に宛てて書留郵便で、又は定款の定める他の手段で、通知する義務を負う。
- 2 通知には、社員総会開催の時間と場所、及び予定されている議事日程が示されていないならぬ。

すべての社員は、総会開催の 15 日前までに、追加的議案を社員総会の議事日程に加えることに関する提案を行う権利を有する。追加的議案は、社員総会の議事日程に加えらる。

社員総会を招集する機関又は者は、社員総会の議事日程に加えることが提案されている追加的議案の表現方法を変更する権利を有しない。

社員の提案に基づいて社員総会の当初の議事日程に変更が加えられる場合、社員総会を招集する機関又は者は、総会開催の 10 日前までに、議事日程に加えられた変更について、本条第 1 項に示した方法で、全社員に通知する義務を負う。

- 3 社員総会の準備時に社員に提示すべき情報・資料に含まれるものは、会社の年間報告、会社の年間報告及び年間収支の検査結果に関する監査委員会（監査役）及び会計検査人の意見、執行機関・取締役会（監督役員会）・監査委員会（監査役）の構成員候補者に関する情報、設立文書に加えらるる予定の変更・追加の案又は新たに改訂した設立文書の案、会社の内部規約の案、並びに定款の定めるその他の情報（資料）である。

各社員への情報・資料の提供について別の手続が定款により定められている場合を除き、社員総会を招集する機関又は者は、社員総会開催の通知とともに、その情報及び資料を社員たちに送付する義務を負う。また、議事日程の変更の場合は、当該変更に関する通知とともに、然るべき資料が送付される。

当該情報及び資料は、社員総会開催の30日前までに、全社員が執行機関の建物において閲覧できるように提示されていなければならない。会社は、社員の請求に基づき、これらの文書の写しを社員に提供する義務を負う。これらの写しの提供に対して会社が徴収する金額は、その作成経費を超えてはならない。

- 4 本条の定める社員総会招集手続の違反があった場合であっても、当該社員総会に全社員が参加しているのであれば、当該社員総会は、有効と認められる。

第41条 社員総会の開催手続

- 1 社員総会は、本法、会社の定款及び内部文書の定める手続に従って開催される。社員総会開催手続のうち本法、定款又は内部規約によって調整されない部分は、社員総会決定によって定められる。
- 2 社員総会の開会の前に、出席社員の登録が行われる。
社員は、自分自身で、又は代理人を立てて、総会に出席する権利を有する。
社員の代理人は、その然るべき権限を証明する文書を提示しなければならない。登録されなかった社員（その代理人）は、投票に参加する権利を有しない。
- 3 社員総会は、単独執行機関の機能を果たしている者又は合議制執行機関の長となっている者によって開会される。取締役会（監督役員会）、監査委員会（監査役）、会計検査人、又は社員によって招集された社員総会を開会するのは、取締役会（監督役員会）の長、監査委員会（監査役）の長、会計検査人、又は当該総会を招集した社員のうちの一名である。
- 4 社員総会は、本法第40条第1項及び第2項に従って社員に通知済みの議事日程に挙げられた議題に関してのみ決定を行う権利を有する（ただし、当該社員総会に全社員が参加している場合を除く。）。
- 5 本法第37条第2項第2項に掲げられた事項に関する決定及び定款の定めるその他の事項に関する決定は、社員総票数の3分の2以上の投票により採択される（ただし、当該決定を行うためにより多くの投票数が必要であると本法又は定款が定めている場合を除く。）。
本法第37条第2項第3号及び第11号に掲げられた事項に関する決定は、全社員一致によって採択される。
その他の決定は、社員総票数の過半数によって採択される（ただし、当該決定を行うためにより多くの投票数が必要であると本法又は定款が定めている場合を除く。）。
- 6 社員総会決定は、別の決定手続が定款で定められていない限り、公開投票によって行われる。

第42条 通信での投票（アンケート方式）によって行われる社員総会決定

- 1 社員総会決定は、会議（議題の審議と投票にかけられた問題に関する決定を行うための社員の同時出席）を開催せず、通信での投票（アンケート方式）によって行うことができる。このような投票は、郵便、電信、テレタイプ、電話、電子メール又は送受信される情報の信憑性と

その情報の文書による確認を保証するその他の通信手段を利用した文書の交換によって行うことができる。

本法第 37 条第 2 項第 6 項に掲げられた事項に関する社員総会決定は、通信での投票（アンケート方式）によって行うことができない。

- 2 社員総会が通信での投票（アンケート方式）によって決定を行った場合、本法第 41 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項の規定並びに本法第 40 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定のうち期限に関する部分は、これを適用しない。
- 3 通信での投票の手続は、内部規約によって定められ、内部規約では、予定議題について全社員へ通知する義務、全社員が投票開始までに必要な情報・資料すべてを知ることができること、追加的議案を議題に加える提案ができること、変更された議題について投票開始までに全社員へ通知する義務、及び投票手続の終了期限が規定されていなければならない。

第 43 条 社員総会の権限に属する問題についての決定を唯一の社員が行う場合

社員一名から成る会社では、社員総会の権限に属する問題についての決定は、唯一の社員によって行われ、文書により正式なものとされる。この場合、本法第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条及び第 47 条の規定は、年度定時社員総会の開催期限に関する規定を除き、適用されない。

第 44 条 会社の執行機関

- 1 会社の日常の業務は、単独執行機関又は合議制の執行機関が、これを代表する。
執行機関には、社員総会及び取締役会（監督役員会）に対して、報告義務を負う。
- 2 取締役会（監督役員会）及び合議制執行機関の構成員が有する投票権については、取締役会（監督役員会）及び合議制執行機関の他の構成員を含む他者に対しこれを譲渡することは、認められない。

第 45 条 単独執行機関

- 1 単独執行機関（代表取締役、取締役）は、社員総会によって、定款の定める期限で選出される。単独執行機関は、社員以外から選出することもできる。
単独執行機関の機能を果たす者と会社との契約は、単独執行機関の機能を果たす者が選出された社員総会の議長を務めた者又は社員総会決定により権限を与えられた社員によって、会社の名において署名される。
- 2 単独執行機関となりうるのは、本法第 46 条の定める場合を除き、自然人のみである。
- 3 単独執行機関は、以下のことを行う。
 - (1) 委任状なくして会社の名において行動する(会社の利益を代表し、取引を行うことも含む。)
 - (2) 会社を代表する権利を与える委任状（再委任権を伴う委任状も含む。）を出す。

- (3) 会社職員の職務への任命，異動，及び解雇に関する命令を出し，奨励策を講じ，懲戒処分を行う。
- (4) 本法又は定款により社員総会，取締役会（監督役員会），及び合議制執行機関の権限とされていないその他の権限を行使する。
- 4 単独執行機関が活動を行う場合及び決定を行う場合の手続は，定款，内部規約，及び単独執行機関の機能を果たす者と会社との契約によって定められる。

第 46 条 合議制執行機関

- 1 単独執行機関と並んで合議制執行機関（理事会，重役会その他）の設置も定款によって定められている場合，当該機関は，定款の定める構成員数及び期限で，社員総会によって選出される。
- 合議制執行機関の構成員となりうるのは，自然人のみであり，この者は社員である必要はない。
- 合議制執行機関は，定款により定められている権限を行使する。
- 合議制執行機関の議長の機能は，単独執行機関の機能を果たしている者が果たす（ただし，単独執行機関の権限が管理事業者に移譲されている場合を除く。）。
- 2 合議制執行機関の構成員は，同時に，監査委員会の構成員（監査役）となることができる⁵。
- 3 合議制執行機関が活動を行う場合及び決定を行う場合の手続は，定款及び内部規約によって定められる。

第 47 条 単独執行機関の権限の管理事業者への譲渡

会社は，単独執行機関の権限を，契約に基づき，管理事業者に委譲する権利を有する（ただし，その旨が定款で直接規定されている場合）。

管理事業者との契約は，管理事業者との契約の条件を承認した社員総会の議長を務めた者又は社員総会決定により権限を与えられた社員によって，会社の名において署名される。

第 48 条 取締役会（監督役員会）

- 1 定款により，取締役会（監督役員会）の設置を規定することができる。
- 取締役会（監督役員会）の権限は，本法に従い，定款によって定められる。
- 2 取締役会（監督役員会）の設置・活動手続，及び，取締役会（監督役員会）の構成員の権限の停止手続は，定款によって定められる。

⁵ 原文ママ。本法第 51 条第 1 項第 2 段及び同条第 7 項は「取締役会（監督役員会）の構成員，単独執行機関の機能を果たす者，及び合議制執行機関の構成員は，監査委員会の構成員（監査役）となることができない。」と規定している。

- 合議制執行機関の構成員は、取締役会(監督役員会)の総員の4分の1を超えてはならない。
単独執行機関の機能を果たす者は、同時に取締役会(監督役員会)の長を務めてはならない。
- 3 取締役会(監督役員会)の構成員、単独執行機関の機能を果たす者、及び合議制執行機関の構成員であつて社員でないものは、発言権を持って社員総会に参加することができる。

第49条 会社経営機関の決定に対する不服申立て

- 1 本法、その他のタジキスタン共和国法令又は定款の規定に違反して行われ、社員の権利及び法的利益を侵害する社員総会決定は、投票に参加せず、又は決定に反対票を投じた社員の申立てに基づき、裁判所によって、無効と認定されうる。当該申立ては、当該決定について社員が知り、又は知るべきであった日から2か月以内に行うことができる。不服が申し立てられた社員総会に不服を申し立てた社員が出席していた場合、当該申立ては、当該決定が行われた日から2か月以内に行うことができる。
- 2 裁判所は、申立てを行った社員の投票が投票結果に影響を及ぼさず、違反が重大なものではなく、かつ、社員総会の決定が当該社員に損害を与えなかった場合は、事件のすべての状況を考慮した上で、不服が申し立てられた総会決定の効力を存続させることができる。
- 3 本法、その他のタジキスタン共和国法令、又は定款の規定に違反して行われ、社員の権利及び法的利益を侵害する取締役会(監督役員会)、単独執行機関、合議制執行機関、又は管理事業者の決定は、当該社員の申立てに基づき、裁判所によって、無効と認定されうる。

第50条 取締役会(監督役員会)の構成員、単独執行機関、合議制執行機関の構成員、管理事業者の責任

- 1 取締役会(監督役員会)の構成員、単独執行機関、合議制執行機関の構成員、及び管理事業者は、その権利の行使及び義務の履行の際、会社の利益になるよう、誠実かつ合理的に行動しなければならない。
- 2 取締役会(監督役員会)の構成員、単独執行機関、合議制執行機関の構成員、及び管理事業者は、その行為(不作為)によって会社にもたらされた損害に関して、会社に対して責任を負う(ただし、他の法令により責任の根拠・範囲が定められている場合を除く。)。この場合、会社に損害を与えた決定に反対票を投じ、又は投票に参加しなかった取締役会(監督役員会)の構成員及び合議制執行機関の構成員は、責任を負わない。
- 3 取締役会(監督役員会)の構成員、単独執行機関、合議制執行機関の構成員、及び管理事業者の責任の根拠・範囲を定める場合、業務上の通常条件及び業務にとって意味を持つその他の状況が考慮に入れられなければならない。
- 4 本条の規定により複数の者が責任を負う場合、当該者は、会社に対し、連帯して責任を負う。

- 5 会社及び社員は、取締役会（監督役員会）の構成員、単独執行機関、合議制執行機関の構成員、及び管理事業者によって会社にもたらされた損害の賠償の申立てを裁判所に対して行う権利を有する。

第 51 条 監査委員会（監査役）

- 1 定款により、監査委員会（監査役）の設置を規定することができる。15 名より多い社員を有する会社は、監査委員会（監査役）を設置する義務を負う。社員でない者も、監査委員会の構成員（監査役）となることができる。監査委員会（監査役）の機能は、定款に定めのある場合、社員総会によって承認され、会社の財産的利益と関係のない会計検査人が、単独執行機関の機能を果たす者、合議制執行機関の構成員及び社員とともに果たすことができる。

取締役会（監督役員会）の構成員、単独執行機関の機能を果たす者、及び合議制執行機関の構成員は、監査委員会の構成員（監査役）となることができない。

- 2 監査委員会（監査役）は、社員総会によって、定款の定める期限で選出される。監査委員会の構成員の数は、定款によって定められる。
- 3 監査委員会（監査役）は、いかなる時でも会社の財務・経営活動の検査を行い、会社の活動に関連したすべての文書にアクセスする権利を有する。

監査委員会（監査役）の請求に基づき、取締役会（監督役員会）の構成員、単独執行機関の機能を果たす者、合議制執行機関の構成員及び会社職員は、口頭又は書面で必要な説明を行う義務を負う。

- 4 監査委員会（監査役）は、年間報告及び年間収支の検査を、社員総会によるその承認の前に行う義務を負う。社員総会は、監査委員会（監査役）の意見なくして年間報告及び年間収支を承認することができない。
- 5 監査委員会（監査役）の活動手続は、定款及び内部規約によって定められる。
- 6 本条は、監査委員会を設置すること若しくは監査役を選任することが定款で定められている場合又は本法によりその義務があると規定されている場合に適用される。
- 7 取締役会（監督役員会）の構成員、単独執行機関の機能を果たす者、及び合議制執行機関の構成員は、監査委員会の構成員（監査役）となることができない。

第 52 条 会社による法律行為実施に対する利害関係

- 1 会社は、取締役会（監督役員会）の構成員、単独執行機関の機能を果たす者、合議制執行機関の構成員、又はその提携者とともに社員総票数の 20 パーセント以上の票数を持つ社員がその実施に利害関係を持つような法律行為を、社員総会の同意なしで行うことはできない。

これらの者は、本人、その配偶者、両親、子、兄弟姉妹、又は提携者が以下の状態である場合、会社による法律行為実施に対する利害関係を持つとみなされる。

- 法律行為の当事者であり，又は，会社と第三者との関係において第三者の利益を代表している場合
 - 法律行為の当事者である法人又は会社と第三者との関係において第三者の利益を代表している法人の株式（持分）の20パーセント以上を（個別に又は総計で）保有している場合
 - 法律行為の当事者である法人又は会社と第三者との関係において第三者の利益を代表している法人の経営機関において役職に就いている場合
 - 定款の定めるその他の場合
- 2 本条第1項に掲げられた者は，社員総会に対し，以下の情報を伝えなければならない。
- 当該者，その配偶者，両親，子，兄弟姉妹，又は提携者が株式（持分，共同出資分）の20パーセント以上を保有する法人に関する情報
 - 当該者，その配偶者，両親，子，兄弟姉妹，又は提携者が経営機関において役職に就いている法人に関する情報
 - 当該者が利害関係を持つとみなされ，かつ，当該者が知っている，実施中又は提案中の法律行為に関する情報
- 3 利害関係のある法律行為の会社による実施に関する決定は，社員総会において，利害関係のない社員の総票数の過半数の投票によって行われる。
- 4 利害関係のある法律行為の実施は，当該法律行為が，利害関係を持つ者が本条第1項の規定によって利害関係があるとみなされる時より前に発生し，かつ，会社と他方当事者との間の通常業務の過程において実施されるものである場合には，本条第3項の定める社員総会決定を必要としない（次回の社員総会の開催日まで決定は必要とされない。）。
- 5 本条の規定に違反して実施された利害関係のある法律行為は，会社又は社員による裁判所への訴えに基づき，無効と認定されうる。
- 6 本条は，単独執行機関の機能も同時に果たしている一名の社員から成る会社には，適用されない。
- 7 取締役会（監督役員会）が会社に設置される場合，利害関係のある法律行為の実施に関する決定は，定款により，取締役会（監督役員会）の権限とすることができる（ただし，法律行為による支払額又は法律行為の対象となる財産の価格が，直近の報告期間に関する会社の会計報告書の情報に基づいて決定された会社財産価値の2パーセントを超える場合を除く。）。

第53条 大規模法律行為

- 1 大規模法律行為とは，取引実施決定日以前の直近の会計年度に関する会社の会計報告書の情報に基づいて決定された会社の財産価値の25パーセントを超えるような財産についての，会社による直接又は間接の取得，譲渡及び譲渡の可能性のあることに関連する一つの取引又は複数の相互関連取引のことをいう（ただし，大規模法律行為の額としてより大きな額が定款で設定

されている場合を除く。)。会社の日常業務の過程で実施される取引は、大規模法律行為とは認められない。

- 2 本条においては、大規模法律行為の結果会社により譲渡される財産の価値は、会社の会計報告書の情報に基づいて決定され、会社の取得する財産の価値は、提示価格に基づいて決定される。
- 3 大規模法律行為の実施に関する決定は、社員総会によって行われる。
- 4 取締役会（監督役員会）が会社に設置される場合、定款により、会社財産価値の25パーセントから50パーセントまでとなるような財産についての、会社による直接又は間接の取得、譲渡及び譲渡可能性に関連した大規模法律行為の実施に関する決定を、取締役会（監督役員会）の権限とすることができる。
- 5 本条の規定に違反して実施された大規模法律行為は、会社又は社員による裁判所への訴えに基づき、無効と認定されうる。
- 6 定款により、大規模法律行為の実施には社員総会及び取締役会（監督役員会）の決定を必要としない旨を定めることができる。

第54条 会社の会計検査

会社の年間報告・年間収支の検査及び正確性の確認のため、並びに、会社の当面の業務状況の検査のため、会社は、社員総会決定に基づき、会社、取締役会（監督役員会）の構成員、単独執行機関の機能を果たす者、合議制執行機関の構成員及び社員の財産的利益と関係がなく、業として会計検査を行う検査官を利用する権利を有する。

会計検査は、社員の請求に基づき、当該社員が選任した、業として会計検査を行う検査官によって行うことができ、当該会計検査人は、本条第1項の定める要件を満たしていなければならない。この検査が行われる場合、会計検査人の役務に対する支払は、検査を請求した社員によって行われる。会計検査人の役務に対する支払の経費は、社員総会決定に基づき、会社の資金によって、当該社員に対して補償することができる。

会社の年間報告・年間収支の検査及び正確性の確認のための会計検査人の利用は、タジキスタン共和国法令に定めのある場合は、義務とされる。

第55条 会社の公開報告書

- 1 会社は、本法及びその他のタジキスタン共和国法令に定めのある場合を除き、その業務に関する報告書を公開する義務を負わない。
- 2 社債及びその他の有価証券を発行する場合、会社は、年間報告・年間収支を毎年公開し、また、タジキスタン共和国法令及びそれに従って採択された法的規範文書に規定された、会社の業務に関するその他の情報も公開する義務を負う。

第 56 条 会社の文書の保管

- 1 会社は、以下の文書を保管する義務を負う。
 - 設立文書及び設立文書に加えられ、所定の手続に従って登記された変更・追加
 - 会社設立に関する決定、定款資本への非金銭的出資の金銭的評価の承認に関する決定、及び会社設立に関連したその他の決定を含む発起人会議議事録
 - 会社の国家登記を証明する文書
 - 貸借対照表に記載された財産に対する会社の権利を証明する文書
 - 会社の内部規約
 - 支店及び駐在員事務所に関する規程
 - 社債及びその他の有価証券の発行に関連した文書
 - 社員総会、取締役会（監督役員会）、合議制執行機関及び監査委員会の議事録
 - 会社の提携者一覧
 - 監査委員会（監査役）、会計検査人、及び国家・地方財務監督官の意見
 - タジキスタン共和国法令、定款、内部規約、並びに社員総会、取締役会（監督役員会）及び執行機関の決定の定めるその他の文書
- 2 会社は、本条の規定する文書を、単独執行機関の所在地又は各社員知っていて利用可能な別の場所に保管する。

第 6 章 会社の組織変更及び清算

第 57 条 会社の組織変更

- 1 会社は、本法の定める手続に従い、自主的に組織変更をすることができる。

会社の組織変更のその他の根拠及び手続は、タジキスタン共和国民法及びその他のタジキスタン共和国法令によって定められる。
- 2 会社の組織変更は、新設合併、吸収合併、分割、分離、及び形態変更の形で行われる。
- 3 会社は、吸収合併の形での組織変更の場合を除き、組織変更の結果設立される法人の国家登記の時から、組織変更されたとみなされる。

ある会社に別の会社が吸収合併される形での組織変更の場合、吸収合併する会社は、吸収合併される会社の活動停止に関する記載が法人統一国家登記簿に加えられた時から、組織変更されたとみなされる。
- 4 組織変更の結果設立された会社の国家登記、並びに、組織変更された会社の活動停止に関する記録及び定款の変更の国家登記は、タジキスタン共和国法令の定める手続に従って行われる。
- 5 会社の組織変更に関する決定が行われた日から（新設合併又は吸収合併の形での会社組織変更の場合は、新設合併又は吸収合併に最後に参加する会社がこのことについて決定を行った時から）30 日以内に、会社は、明らかになっている会社の全債権者にこのことについて書面で通知し、採択された決定に関する情報を法人国家登記情報の掲載される出版物で公告する義務を

負う。この場合、会社の債権者は、通知の送付された日から 30 日以内に、又は採択された決定に関する情報の公告日から 30 日以内に、会社の債務の期限前の消滅又は履行及び損害賠償を書面で請求する権利を有する。

- 6 組織変更の結果設立された会社の国家登記及び組織変更された会社の活動停止に関する記録は、本項の定める手続に従って債権者への通知が行われたことの証拠が提示された際にのみ、実施される。
- 7 分割貸借対照表によって組織変更される会社の権利継承者を定めることができない場合、組織変更の結果設立された会社は、組織変更された会社の債務に関して、その債権者に対し連帯責任を負う。

第 58 条 会社の新設合併

- 1 会社の新設合併とは、2 社又は数社のすべての権利と義務の譲渡及びこれらの会社の清算を伴う、新会社の設立のことをいう。
- 2 新設合併の形による組織変更に参加する各社の社員総会は、当該組織変更、新設合併契約の承認、新設合併の結果設立される会社の定款の承認及び譲渡証書の承認に関する決定を行う。
- 3 新設合併の結果設立される会社の全社員によって署名された新設合併契約は、定款とともに会社の設立文書となり、タジキスタン共和国民法及び本法による設立契約に対する全ての要件を満たしていなければならない。
- 4 新設合併の形による組織変更に参加する各社の社員総会によって、当該組織変更に関する決定、並びに、新設合併契約、新設合併の結果設立される会社の定款及び譲渡証書の承認に関する決定を行った場合、新設合併の結果設立される会社の執行機関の選任は、新設合併に参加する各会社の合同社員総会において行われる。

当該総会の開催の期限及び手続は、新設合併契約によって定められる。新設合併の結果設立される会社の単独執行機関は、当該会社の国家登記に関連した行為を行う。

5 会社の新設合併の際、各社のすべての権利及び義務は、譲渡証書に従い、新設合併の結果設立される会社に移行する。

第 59 条 会社の吸収合併

- 1 会社の吸収合併とは、他社へのすべての権利及び義務の譲渡を伴う一社又は数社の清算のことをいう。
- 2 吸収合併の形による組織変更に参加する各社の社員総会は、当該組織変更及び吸収合併契約の承認に関する決定を行い、また、吸収合併される会社の社員総会は、譲渡証書の承認に関する決定も行う。
- 3 吸収合併に参加する会社の合同社員総会は、吸収合併する会社の設立文書に、社員構成の変更に関連した変更、社員の持分比率の決定に関連した変更及び吸収合併契約に定められたその

他の変更を加え、かつ、必要時には、吸収を行う会社の各機関の選任に関する問題を含むその他の問題を解決する。当該総会の開催の期限及び手続は、吸収合併契約によって定められる。

- 4 ある会社の別の会社への吸収合併の際、吸収される会社のすべての権利及び義務は、譲渡証書に基づき、吸収する会社に移行する。

第 60 条 会社の分割

- 1 会社の分割とは、新たに設立される複数の会社へのすべての権利及び義務の譲渡を伴う、会社の清算のことをいう。
- 2 分割の形で組織変更される会社の社員総会は、当該組織変更、分割の手続及び条件、新会社の設立並びに分割貸借対照表の承認に関する決定を行う。
- 3 分割の結果設立される各社の社員は、設立契約に署名をする。分割の結果設立される各社の社員総会は、定款を承認し、会社の各機関を選任する。
- 4 会社の分割の際、そのすべての権利及び義務は、分割貸借対照表に基づき、分割の結果設立される会社に移行する。

第 61 条 会社の分離

- 1 会社の分離とは、組織変更される会社の権利及び義務の一部の新設会社への譲渡を伴い、組織変更される会社の清算を伴わない、一社又は数社の会社の設立のことをいう。
- 2 分離の形で組織変更される会社の社員総会は、当該組織変更、分離の手続及び条件、新会社の設立並びに分割貸借対照表の承認に関する決定を行い、分離の形で組織変更される会社の設立文書に、社員構成の変更に関連した変更、社員の持分比率の決定に関連した変更及び分離に関する決定に規定されたその他の変更を加え、かつ、必要時には、会社の各機関の選任に関する問題を含むその他の問題を解決する。

分離される会社の社員は、設立契約に署名をする。分離される会社の社員総会は、定款を承認し、会社の各機関を選任する。組織変更される会社が分離される会社の唯一の社員となる場合、組織変更される会社の総会は、分離の形による会社組織変更並びに分離の手続及び条件に関する決定を行い、かつ、分離される会社の定款及び分割貸借対照表を承認し、分離される会社の各機関を選任する。

- 3 ある会社から一社又は数社の会社が分離される場合、分割貸借対照表に基づき、組織変更された会社の権利及び義務の一部が、それぞれの会社に移行する。

第 62 条 会社の形態変更

- 1 会社は、自らを、株式会社、補充責任会社、又は生産協同組合に形態変更する権利を有する。
- 2 形態変更の形で組織変更される会社の社員総会は、当該組織変更、形態変更の手続及び条件、当該会社の社員の持分を株式会社の株式・補充責任会社の持分・生産協同組合員の持分に交換

する手続，形態変更の結果設立される株式会社・補充責任会社・生産協同組合の定款の承認，並びに，譲渡証書の承認に関する決定を行う。

- 3 形態変更の結果設立される法人の参加者⁶は，当該法人に関するタジキスタン共和国法令の規定に従い，当該法人の各機関の選任に関する決定を行い，形態変更の結果設立される法人の国家登記に関する業務の実施を担当機関に委任する。
- 4 会社の形態変更の際，組織変更された会社の全ての権利及び義務は，譲渡証書に基づき，形態変更の結果設立された法人へ移行する。

第 63 条 会社の清算

- 1 会社は，タジキスタン共和国民法の定める手続に従い，本法及び定款の規定を考慮に入れ，自主的に清算することができる。会社は，タジキスタン共和国民法の定める根拠に基づき，裁判所の判決に従って，清算されることもありうる。
会社の清算は，他社への権利継承手続による権利及び義務の移行を伴わずに，会社の活動停止をもたらす。
- 2 会社の自主的清算及び清算委員会の任命に関する社員総会決定は，取締役会（監督役員会），執行機関又は社員の提案に基づいて行われる。
- 3 自主的に清算される会社の社員総会は，会社の清算に関する決定及び法人の国家登記を行う機関との調整の上での清算委員会の任命に関する決定を行う。
- 4 清算される会社の社員がタジキスタン共和国である場合，清算委員会の構成員には，国家財産管理担当の国家機関，国家財産売却実施の専門機関，及び共和国又は地方機関の国家財産管理機関の代表者が含まれる。当該規定が遵守されない場合，会社の国家登記を行う機関は，清算委員会の任命に同意を与える権限を有しない。
- 5 会社の清算手続は，タジキスタン共和国民法及びその他のタジキスタン共和国法令によって定められる。

第 64 条 清算される会社の財産の社員間での分配

- 1 債権者との精算後に残った，清算される会社の財産は，清算委員会により，社員間で，次の順位で分配される。
 - 第一順位として，各社員に分配されることになっていた会社の利益のうち，いまだ支払われていなかった分につき，支払が行われる。
 - 第二順位として，各社員の定款資本における持分比率に応じて，清算される会社の財産が，社員間で，分配される。

⁶ 株式会社の株主，補充責任会社の社員，協同組合の組合員

2 各順位の請求は、前順位の請求がすべて満足された後で、満足される。会社の有する財産が、各社員に分配されることになっていた会社の利益のうち、いまだ支払われていなかった分の支払には不十分な場合、会社財産は、社員間で、各社員の定款資本における持分比率に応じて分配される。

タジキスタン共和国大統領 E.ラフモノフ